

主な災害の説明（災害関係用語）

用 語	説 明
・ 農地	田や畑など耕作を目的として用いられる土地
・ 農地海岸	一般的に農地及び農業用施設の保全に係る海岸
・ 農地の損壊	農地が、土砂の流入・流出、畦畔の崩壊、段差・亀裂の発生等により、通常の耕作ができなくなる事
・ 農業用施設	ため池・水路・揚水機等の農業用排水施設、農業用道路、堤防・土止め工等農用地の保全又は利用上必要な施設
・ 農業用水路	灌漑用水を水源から耕地へ送水、配水するための水路
・ 営農施設	ハウスなど営農のため必要な施設
・ 林業用施設	林地荒廃防止施設（治山ダム、流路工、導流堤、山腹工）、林道
・ 林道施設	林道、林道に係る工作物その他一切の付属物
・ 森林被害	森林の樹木の被害であり、山腹崩壊等は含まれない
・ 林地	林木の「育成」の用途に供する土地
・ 林地荒廃	林地が山崩れや地すべりとなった状態が多発している状態
・ 治山施設	荒廃した森林の復旧や保全のために必要な治山ダムなどの施設
・ 山崩れ	山地の斜面をなす岩石や岩片が、突発的に崩れ落ちる現象
・ 土石流	水を含んだ粘土や岩片が、突然一気に山の斜面を流れ下る現象
・ 地すべり	山腹又は斜面が地下水等に起因して下方に移動する現象
・ 農村生活環境施設	集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設等農村地域の生活環境を改善する目的で利用されている施設
・ 集落排水施設	農漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設
・ 海岸保全施設	海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が指定したものに限り）、その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設
・ 漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設。沿岸漁場整備開発施設（護岸、堤防、突堤、導流堤、水路等）と漁協が維持管理する漁港施設（防波堤、防潮堤、護岸、岸壁、船揚場、泊地等）
・ 漁港	漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体
・ 漁港海岸	漁港区域内の海岸
・ 漁港施設	漁港区域内にある施設。管理者は地方公共団体。外郭施設（防波堤、防潮堤、護岸等）、係留施設（岸壁、船揚場等）、水域施設（航路、泊地）、輸送施設（道路等）等
・ 漁具	網など含め魚を獲るための道具の総称
・ 定置網	刺し網類や築類を除いた固定漁具であり、魚が来遊する期間または周年において一定の場所に常設し、魚群を漁具内部に滞留させる仕掛を持つ施設
・ 漁業集落環境施設	漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設等
・ 共同利用施設	農協、漁協、森林組合、農事組合法人等が所有する共同利用のための倉庫、加工施設、堆肥等製造施設、産地市場施設、育苗施設、繁殖施設、養殖施設、冷凍冷蔵施設、乾燥調整施設等